

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から47年3月まで

時期は定かではないが、夫に勧められて、自宅を訪れたA県B市の集金人に国民年金の加入手続を行ってもらった。

加入手続後、集金人に「過去の未納保険料を納付することができる。」と勧められたため、夫と相談し納付することにした。

過去の未納分については、後日、送付された薄い横長の納付書を使用して、金融機関で一括して納付したことを記憶している。

納付した国民年金保険料の期間は定かではないが、A県C市からB市に転居した昭和44年5月以降のいずれかの時期の分だと思う。

一括して納付した金額は、5,000円程度であったことははっきり覚えており、加入時に1回だけ過去の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間の保険料が全て未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和47年9月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、当時、A県下の社会保険事務所（当時）では遡及納付が可能な期間について、暦年単位で運用していた事情がうかがえることから、申立期間のうち、45年1月から47年3月までの国民年金保険料を、過年度納付することは可能であったものと考えられる。

また、申立人と同日の昭和47年9月30日に払い出された国民年金手帳記号番号のうち、申立人の前後30件の記録を調査したところ、取消し及び全期間未納などを除く納付実績のある20人のうち、5人が46年4月までの1年間分

を遡って過年度納付しており、特に、このうち2人については、加入時点において35歳に到達しておらず、加入以降60歳到達まで納付を続けることで、年金受給権を確保できる状況にあったことが確認できる。

これらのことからみて、当時、B市では加入手続時に被保険者の年齢にかかわらず、少なくとも前年度分の国民年金保険料の納付勧奨を行っていた可能性が否定できない。

さらに、申立人は過年度納付の経緯について、i) 集金人に過去の未納保険料の納付を勧められて、申立人の夫に相談したこと、ii) 夫は自身が病弱であることから、申立人の老後の安定のため納付を勧めたこと、iii) 後日、薄い横長の納付書が送付され、5,000円程度の国民年金保険料を金融機関で納付したことなどについて、詳細に記憶しているところ、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料額は5,400円であり、陳述の過年度の納付方法及び納付額は当時の制度と符合する。

加えて、申立人は加入手続以降、平成2年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間の国民年金保険料については完納しており、また、昭和55年1月からは付加保険料も納付するなど、納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和44年5月から同年12月までの国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号の払出時点においては、遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの過年度保険料額は5,550円であり、昭和46年度の過年度保険料額5,400円と合わせると、1万950円となることから、陳述の金額と符合せず、申立人が納付可能な全ての期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人から、申立期間のうち、昭和44年5月から46年3月までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪厚生年金 事案 13472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所から、「申立期間について、同一企業内等における転勤前後の期間が、空白期間になっているのではないか。」との問い合わせを受けた。
申立期間については、A社から同一グループのB社へ異動した時期に当たり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年10月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、56万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年2月1日から8年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年2月から6年10月までは41万円、同年11月から7年2月までは36万円、同年3月は50万円、同年4月から同年12月までは59万円、8年1月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から8年10月1日まで
② 平成11年10月1日から13年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されていることが分かった。全てではないが申立期間の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、当初、56万円と記録されていたところ、平成13年7月16日付けで、11年10月1日まで遡って15万円に減額されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において申立期間に被保険者記録が有る43人（申立人を除く。）のうち、7人の標準報酬月額が、申立人と同日の平成13年7月16日付けで、11年10月1日に遡って15万円に減額されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票によると、A社は、平成10年頃から厚生年金保険料を滞納し始め、17年7月に破産するまで、当時の事業主、事務担当者及び顧問税理士が、滞納保険料の納付について社会保険事務所の担当者と協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿の記録から、申立人は、当該期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、オンライン記録により当該期間に同社で被保険者記録が有る複数の同僚は、「申立人は、一貫してC職担当であったため、経理及び社会保険事務には関与していなかった。」旨陳述している上、前述の滞納処分票において、申立人が関与していた事跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成13年7月16日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人の標準報酬月額額の減額処理を遡って行う合理的な理由は見当たらないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書から、申立期間①のうち、平成5年8月から同年10月までの期間及び6年1月から同年10月までの期間は41万円、同年11月、7年1月及び同年2月は36万円、同年3月は50万円、同年4月から同年11月までは59万円、8年1月から同年9月までは44万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、給与明細書により厚生年金保険料控除を確認できない期間については、申立人から提出された源泉徴収票及び前後の期間の給与明細書により推認できる保険料控除額から、平成5年2月から同年7月まで、同年11月及び同年12月は41万円、6年12月は36万円、7年12月は59万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているが、上述の給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に基づき認められる標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け出ており、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認められる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本社における資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から同年3月1日まで

A社のC本社からD出張所に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。

申立期間もA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C本社から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のA社D出張所は、昭和35年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人は、申立期間において、引き続き同社C本社で厚生年金保険の被保険者となるべきであったと考えられることから、同社C本社の資格喪失日を同日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C本社における昭和35年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人と同時期にA社C本社から同社D出張

所に異動となった同僚7人についても、昭和35年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録に1か月の空白期間が生じていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は45万5,000円、17年7月15日は48万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日

平成16年12月及び17年7月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書により、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額(平成16年12月15日は45万5,000円、17年7月15日は48万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は9万6,000円、17年7月15日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日

平成16年12月及び17年7月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書により、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額(平成16年12月15日は9万6,000円、17年7月15日は15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は13万円、17年7月15日は12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日

平成16年12月及び17年7月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書により、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額（平成16年12月15日は13万円、17年7月15日は12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

大阪厚生年金 事案 13478

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月15日は23万5,000円、17年7月15日は37万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日

平成16年12月及び17年7月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、申立人提出の賞与支給明細書で確認できる保険料控除額から23万5,000円とし、申立期間②の標準賞与額については、申立人提出の給料支払明細書及びB市提出の申立人に係る給与支払報告書から算出した保険料控除額から、37万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月16日及び17年7月20日は15万円、同年12月15日は24万4,000円、19年12月17日は23万円、20年7月16日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成19年12月17日
⑤ 平成20年7月16日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関提出の申立人に係る普通預金元帳の写しにより、申立期間にA社から申立人に対して賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同職種の同僚から提出された申立期間当時の賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年12月16日及び17年7月20日は15万円、同年12月15日は24万4,000円、19年12月17日は23万円、20年7月16日は25万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申

立期間当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は12万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関提出の申立人に係る普通預金元帳の写しにより、申立期間にA社から申立人に対して賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同職種の同僚から提出された申立期間当時の賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は12万7,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は12万7,000円、19年12月17日は10万円、20年7月16日は9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成19年12月17日
⑤ 平成20年7月16日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関提出の申立人に係る普通預金元帳の写しにより、申立期間にA社から申立人に対して賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間当時の賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は12万7,000円、19年12月17日は10万円、20年7月16日は9万7,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間のうち、平成15年7月15日、同年12月15日、16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年12月16日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成19年7月18日
⑦ 平成19年12月17日
⑧ 平成20年7月16日
⑨ 平成20年12月17日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤について、金融機関提出の申立人に係る取引推移一覧表により、当該期間にA社から申立人に対して賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同職種の同僚から提出された当該期間当時の賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額

及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日、16 年 12 月 16 日及び 17 年 7 月 20 日は 10 万円、同年 12 月 15 日は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑥、⑦、⑧及び⑨については、前述の取引推移一覧表を見ても賞与の振込記録が無いところ、複数の同僚が、「当時、賞与の支払方法には銀行振込と手渡しの 2 種類があったが、手渡しの賞与は万単位の端数の無い額であったので、保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

また、前述のとおり、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが回答を得られないため、当該期間における賞与の支払及び保険料控除の有無について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑥、⑦、⑧及び⑨について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間のうち、平成16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は9万8,000円、19年12月17日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成19年12月17日
⑤ 平成20年7月16日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、金融機関提出の申立人に係る普通預金元帳の写しにより、当該期間にA社から申立人に対して賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、同僚から提出された当該期間当時の賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は9万8,000円、19年12月17日は10万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤については、前述の普通預金元帳の写しを見ても賞与の振込記録が無いところ、複数の同僚が、「当時、賞与の支払方法には銀行振込と手渡しの 2 種類があったが、手渡しの賞与は万単位の端数の無い額であったので、保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

また、前述のとおり、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが回答を得られないため、当該期間における賞与の支払及び保険料控除の有無について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間のうち、平成19年12月17日は12万円、20年7月16日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成19年12月17日
⑤ 平成20年7月16日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、金融機関提出の申立人に係る普通預金元帳の写しにより、A社から申立人に対して賞与が振り込まれていることが確認できる上、申立人と同職種の同僚から提出された当該期間の賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤については、申立人提出の賞与支給明細書により、申立人がその主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間④及び⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履

行については、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①、②及び③については、前述の普通預金元帳の写しを見ても賞与の振込記録が無く、申立人は、「賞与は銀行振込のときと手渡しของときがあった。」としているところ、複数の同僚が、「当時、賞与の支払方法には銀行振込と手渡しの2種類があったが、手渡しの賞与は万単位の端数の無い額であったので、保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

また、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが回答を得られないため、当該期間における賞与の支払及び保険料控除の有無について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年7月16日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年7月16日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人提出の賞与支給明細書により、申立人がその主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、「申立期間①の賞与は手渡しであったかもしれない。」と陳述しており、申立人が給与振込に使用していた預金通帳を見ても賞与の振込記録は無いところ、複数の同僚が、「当時、賞与の支払

方法には銀行振込と手渡しの2種類があったが、手渡しの賞与は万単位の端数の無い額であったので、保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

また、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが回答を得られないため、当該期間における賞与の支払及び保険料控除の有無について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は9万8,000円、19年12月17日及び20年7月16日は13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成19年12月17日
⑤ 平成20年7月16日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の家計簿により、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額（平成16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は9万8,000円、19年12月17日及び20年7月16日は13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から3年9月16日まで
A社における勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額は17万円と記録されているが、実際には60万円程度の給与を支給されていた。
申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、当時の最高等級である53万円（健康保険の標準報酬月額71万円）と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年9月29日）より後の平成4年3月7日付けで、2年3月に遡及して17万円に引き下げられていることが確認できる。

また、雇用保険の離職時賃金日額、申立人から提出された平成2年分所得に係る市民税・県民税納付書及び給与振込先口座に係る預金通帳により、申立期間当時、申立人は、上記遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与を事業主から支給されていたことが推認できる。

さらに、申立人、A社の事務担当者及び複数の元従業員が、「A社の経営状態は苦しかった。」旨陳述していることから、当該遡及訂正の処理日当時において、同社は社会保険料を滞納していた可能性がうかがえる。

加えて、商業登記簿により、申立期間及び当該遡及訂正の処理日当時、申立人は、A社の取締役であったことが確認できるものの、元事務担当者及び複数の元同僚は、「申立人は、社会保険関係事務の担当者ではなかった。」旨陳述している上、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録により、申立人は当該遡

及訂正の処理日当時、既に同社を退職し、別事業所に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 61 年 12 月末に会社を退職した以降に、国民年金に加入した。その加入手続の時期は定かでないが、私の母が A 県 B 市役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料もその母が納付してくれていた。

ところが、ねんきん特別便の納付記録を見ると、昭和 62 年 1 月から平成元年 9 月までの国民年金加入期間のうち、国民年金保険料を納付しているのは、同年 4 月から同年 9 月までの期間のみであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

私は、平成 9 年 2 月から 10 年 8 月までの国民年金保険料を完納しているのを見ても分かるように、申立期間の保険料については、私の母が全て納付していると思っている。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録から、申立人の手帳記号番号は、平成元年 4 月頃に払い出されたものと推認されるとともに、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金の加入届出日は同年 4 月 5 日と、また、国民年金の被保険者として初めて資格を取得した日は、申立人が C 社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日と同日の昭和 62 年 1 月 1 日と、それぞれ記されていることが確認できる。

この場合、申立期間は国民年金の加入手続が行われるまで、国民年金に未加入であって、この間に当該期間に係る納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が国民年金の被保険者として初めて資格を取得した日は、厚生

年金保険の被保険者の資格を喪失した昭和 62 年 1 月 1 日に遡っていることから、申立期間は、国民年金の加入手続が行われたと推認される平成元年 4 月頃の時点において、未納期間としての記録が追加されることになるが、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月以前の国民年金保険料は、既に時効が成立しており、制度上、遡って納付することができない上、同年 3 月以降の保険料は遡って納付することができるが、申立期間の保険料の納付を行っていたとする申立人の母は、保険料を毎月納付したとしており、まとめて支払った記憶はないとしている。

さらに、申立人が、申立期間において納付したとする国民年金保険料額は、平成 10 年頃の保険料額と符合するものの、申立期間当時の実際の保険料額とは大きく異なっている。

加えて、申立人が、申立内容のとおり、昭和 62 年 12 月末の退職後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月遅滞なく納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であることから、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、金融機関を通じて毎月納付してきたとされる国民年金保険料の納付記録が、2 年以上にわたり連続して欠落することは考え難い上、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から48年12月まで

私は、実家がA事業所だったので、中学校を卒業して専門学校へ行き、すぐに実家でB職として働いていた。B職は退職金も無いので、将来のことを考えて時期ははっきりとは覚えていないが、制度が発足してしばらくした頃に、自身でC県D市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

その後、D市役所で固定資産税及び住民税と一緒に、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。また、時期は覚えていないが、納付していなかった期間について市役所から指摘され、特例納付制度を利用して遡って夫婦二人分の保険料を納付した記憶がある。

はっきりとは覚えていないが、申立期間については遡って納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付済期間（申請免除期間を含む。）は、いずれも年金受給資格を最低限確保できる300か月であることが確認できる。

また、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、申立人の昭和36年4月から37年9月までの期間及び41年1月から同年9月までの期間の27か月並びに妻の36年4月から同年10月までの7か月の国民年金保険料について、第3回特例納付制度を利用して、それぞれ14回及び4回に分けて特例納付されていることが確認できる。

これらのことから、申立人及びその妻は、年金受給資格を確保するために最低限必要な期間の国民年金保険料についてのみ遡って納付したものと考えられ、記録に不自然な点は見られず、申立人の主張はこの遡及納付の記憶である

と考えられる。

さらに、申立人の妻に係る特殊台帳を見ると、申立人と同様に申立期間の国民年金保険料は未納とされている上、備考欄に「市が管理を要しない日 45・5・1 不在決定 46・3・31 所在判明 51・10・10」との記載があり、当時、申立人及びその妻が行政側から不在被保険者として取り扱われていたことがうかがえ、また、昭和 51 年度から夫婦共に申請免除期間とされており、所在判明時期と符合することから、この時期に、夫婦の国民年金に係る手続等が再開されたと考えるのが自然であり、申立期間の保険料を現年度納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、「過去の未納期間の国民年金保険料を納付したことがある。」とするのみで、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付方法などの具体的な陳述は無いことから、詳細な状況を確認することができず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6421 (事案 6052 及び 6254 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 11 月まで

申立期間①については、昭和 62 年 1 月の退職時、勤務先から国民年金に加入するよう指導されたので、退職後、自身で A 県 B 市役所へ行き手続きをしたと思う。その時、57 年 4 月から所持していた年金手帳に、国民年金手帳記号番号が記載された記憶がある。

手続き時には、既に昭和 62 年 4 月からの勤務先が決まっていたことから、申立期間①の 3 か月の国民年金保険料をその場で一括納付したところ、年金手帳に検認印が押されたのを記憶している。

申立期間②についても、昭和 63 年 1 月に退職した後、B 市役所へ行き国民年金への切替手続きをするとともに、定期的に市役所窓口で国民年金保険料を納付し、上記と同じ年金手帳に検認印を押してもらった。

申立期間が未加入とされ、納付した国民年金保険料が記録されていないことは納得できない。

以上を、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けた。

しかし、その後、私が昭和 62 年当時使用していたスケジュール帳が見つかり、その中に同年 1 月 22 日に B 市役所又は C 社会保険事務所 (当時) へ行ったことを示す記載があった。

これを基に、再度当時の記憶をたどってみたところ、昭和 62 年 1 月に会社を退職後、B 市役所又は C 社会保険事務所において、国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付を行うとともに、その際、健康保険継続療養の手続きについては、前勤務先を管轄する社会保険事務所 (当時) へ行くように

指導されたことから、その後、D社会保険事務所（当時）において手続を行ったことを思い出した。

新たな資料として、スケジュール帳と昭和62年2月4日付け交付の健康保険継続療養証明書を提出するので、再度、審議してほしい。

以上を再度当該第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けた。

しかし、その後、私が昭和63年当時使用していたスケジュール帳及び金融機関の預金通帳が見つかり、内容を確認したところ、スケジュール帳の同年4月のページの欄外に「国民健康保険料¥15,000 済」、また、預金通帳に平成元年3月6日付けで「Bシスイトウインホケ」から1万6,018円が振り込まれていることを示す記載があった。

これらの記載から、改めて、以下のことを思い出した。

i) 昭和63年1月31日にE社を退職し、国民健康保険及び国民年金に加入し、いずれの保険料も納付していたこと。

ii) 昭和63年5月頃からF社にアルバイトとして勤務してからも、同様に保険料を納付していたが、同年12月10日付けで正社員になったことで、会社からB市役所に電話し、国民健康保険及び国民年金の解約を口頭で申し出たこと。

このように、解約の記憶がある以上、その前提として国民年金に加入していたことは間違いないと思う。

また、平成元年1月分の給与明細と年末調整還付金額の記載されたメモの入った給料袋を見つけた。これも、申立期間の国民年金保険料の納付に何らかの関係があると思う。

なお、申立期間①については、特に新たな資料等はないが、申立期間②についての加入及び納付がうかがえるのであれば、申立期間①も同様であるはずである。

以上の主張及び資料を基に、もう一度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、B市において、平成4年9月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、5年2月ないし同年3月頃に払い出されたと推認でき、申立期間は、いずれも国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 同市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の資格取得日は4年9月1日であり、また、名簿作成日は5年3月10日となっており、オンライン記録等と符合すること、iii) 申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、年金手帳に検認印を押してもらったとしているところ、当時は、既に印紙検認による保険料の収納方

式は終了しており、発行される年金手帳にも印紙検認記録欄は無く、制度状況と符合しないこと、iv) 申立期間①及び②の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、23年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、昭和62年当時のスケジュール帳及び健康保険継続療養証明書を、申立期間当時にB市役所又はC社会保険事務所で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったことを示す新たな資料として、再申立てを行ったが、i) スケジュール帳に記載された「G組織」については、市役所又は社会保険事務所と書くべきところを間違ったものであるとしているが、書き間違えることは考え難く、記載どおりG組織への訪問記録であるとするのが相当であること、ii) 健康保険継続療養証明書については、同市役所又は同社会保険事務所で、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った際、前勤務先を管轄する社会保険事務所へ行くように指導されたことから、その後、D社会保険事務所で手続を行ったとしているものの、当該証明書からは、申立人が、同市役所又はC社会保険事務所で、国民年金の加入手続及び保険料を納付したことまでは推認できないことなどから、新たな提出資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないとして、平成24年2月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身が所持する昭和63年のスケジュール帳及び金融機関の預金通帳を新たな資料として提出している。

しかし、申立人が所持するスケジュール帳を見ると、昭和63年4月の欄外に「国民健康保険料¥15,000 済」の記載が確認できるものの、国民年金保険料に関する記載は確認できず、保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する金融機関の預金通帳を見ると、普通預金（兼借入明細）欄に、「Bシスイトウインホケ」から1万6,018円の振込が確認できるところ、i) B市は、「Bシスイトウインホケンカチョウ」の名称で国民健康保険料の還付金を振込していた可能性が高いとしていること、ii) 社会保険庁（当時）では、国民年金保険料を還付する場合、居住地を管轄する社会保険事務所名で還付することが通例であるとしていること、iii) 他に保険料の還付に関する記載が見当たらないことなどから、当該預金通帳からも保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、平成元年1月分の給与明細及び年末調整還付金額が記載されたメモも新たな資料として提出しているが、給与明細には年末調整還付金は含まれていない上、仮に還付金が含まれていたとしても、年間の税金に対するものであり、国民年金保険料の納付を裏付けるものとは認め難い。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、再度、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人が新たに提出した資料等からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13488 (事案 12708 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)での厚生年金保険被保険者記録は、当初、同社C本部に在籍していた期間(昭和23年5月20日から同年9月30日まで)のみであると回答されたが、その後の調査で、同社D本店に勤務していた期間の記録(昭和23年9月13日から25年6月1日まで)が見つかり、年金記録が訂正された。しかし、当該期間のうち、昭和24年10月から25年5月末日までは同社E支社に勤務し、その後、同支社から再度、同社D本店に異動したことを記憶していることから、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、E支社からD本店に異動したのは24年10月1日であり、申立期間の勤務実態を確認できないとして、記録の訂正は認められなかった。

私がA社D本店に移ったのは、昭和25年6月1日付けであるのは確かである。また、前回の決定後、申立期間に同社D本店に在職していた同僚を思い出したので、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社では、「当社が保管している資料(退職者一覧及び厚生年金保険被保険者台帳)を見ると、退職者一覧には、申立人の在籍期間として、昭和23年5月1日から25年5月16日までと記載されており、厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に係る被保険者記録として、資格取得日は23年5月1日、資格喪失日は25年6月1日と記載されている。」旨回答している、ii) 申立人は、申立期間当時の状況について、「当時、

A社D本店にF課が新設され、自身は昭和25年6月1日に同社E支社から同社D本店に異動した。」旨主張しているものの、同社が提出した厚生年金保険被保険者台帳には「本店」の表示が確認でき、申立人に係る備考欄を見ると、「2410/1 Eヨリ F課」と記載されていることが確認できる、iii)申立人は、申立期間当時にA社D本店に在籍していた複数の同僚を記憶しているものの、当該同僚は故人又は所在不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社D本店F課で一緒に勤務した当時の元同僚二人の氏名及び二人の名字を新たに思い出したとしている。

しかし、これらの者について、A社D本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認したところ、氏名を挙げた二人のうち、一人は死亡しており、もう一人は、当該名簿に該当者が見当たらなかったほか、名字のみを挙げた者について、該当する者と思われ、住所が判明した者二人のうち、一人は、「申立人の名前は覚えているが、勤務時期等の詳しいことは覚えていない。」旨陳述し、もう一人は、「申立人を覚えていない。」旨陳述していることから、申立人の申立期間における勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人から申立期間における勤務等をうかがわせる事情を得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13489（事案 1996 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 10 日から 35 年 3 月 3 日まで

厚生年金保険の加入記録状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には社会保険完備と聞いて就職したのに、加入記録が無かったことから、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

その後、家中を探して、何年のものか不明であるが、A社における2月分給与支払明細書が一枚出てきた。当該明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが分かる。再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の元同僚の陳述等から判断して、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できるものの、i) 申立人が同時期に入社したとする同僚4人の厚生年金保険の加入記録を見ると、1人は昭和35年3月3日に資格を取得、1人は同年3月5日に資格を取得、2人は記録が無いこと、ii) B社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書により、申立人と同日に資格取得の手続が行われたことが確認できる同僚1人について、同社保管の社員名簿では34年2月1日入社とされている一方で、資格取得日は35年3月1日となっていることから、A社においては、入社後、一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いを行う場合もあったと考えるのが相当である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人はA社における2月分給与支払明細書（発行年不明）を一枚提出し、申立期間について再度申し立てている。

しかし、当該明細書の厚生年金欄に記載の控除額は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている、A社で被保険者資格を取得した時期の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より大きく、申立期間より後の昭和36年1月の標準報酬月額に基づく控除額と一致していることが確認できる。

また、申立人及びA社における複数の同僚は、「A社における給与の支払は、月に一度であった。」と陳述し、同社の元従業員から提出された昭和39年10月から41年5月まで（昭和40年5月、41年2月及び同年3月を除く。）の給与支払明細書を見ると、出勤日数欄に「自前月26日至当月25日」と記載されていることから、同社の給与締日は25日、支払は毎月1回であったことが確認できるところ、申立人から提出された給与支払明細書の出勤日数欄には「自1月26日至2月4日、9日」と記載されており、同社の給与締日が25日であり、支払は毎月1回であったことを考え合わせると、2月5日以降の期間に対する給与が支払われたとは考え難いことから、当該明細書は、同社における最後の給与に係る給与支払明細書であることがうかがえる。

これらのことから、当該明細書は、申立期間に係る給与支払明細書ではなく、昭和36年2月分の給与支払明細書であると考えるのが自然である。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで
② 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 1 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、夫と共に経営していたA社及びB社に継続して勤務していた。同じように働いていた弟の記録が昭和 30 年 6 月 1 日からあるのに、私の記録は 31 年 5 月からしかなく、また、32 年 7 月から同年 12 月までの期間も抜けている。申立期間①及び②も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、正確な勤務開始時期までは記憶していないものの、夫と共に経営していたA社で勤務し、厚生年金保険被保険者であったはずであると申し立てしているところ、同社に係る商業登記簿により、申立人及びその夫が同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、事業主である申立人の夫は既に亡くなっていることから、申立人の勤務開始時期、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時、私はC職長であったが、社会保険事務は他の従業員が行っていた。」としているところ、当該従業員の名前等を思い出せないとしており、同人から申立人の申立期間における保険料控除について確認できないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に加入記録がある元従業員を抽出し、事情照会を行ったが、申立人の勤務開始時期、申立期間における勤務実態及び保険料控除に係る陳述は得られなかった。

さらに、前述のとおり、申立人と共に代表取締役であったその夫は、A社において厚生年金保険被保険者記録が見当たらないところ、同社の役員であった3人のうちの1人についても加入記録は見当たらない。

加えて、申立人は、「当時の従業員数は100人ぐらいであった。」としているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者記録のある者は64人であることが確認できる。

これらのことから、当時、A社では、必ずしも全ての役員及び従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人はB社で勤務し、厚生年金保険被保険者であったと申し立てしているところ、同社に係る商業登記簿により、申立人が同社の代表取締役であったことは確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、社会保険事務は他の従業員が行っていた。」としているところ、当該従業員の名前等を思い出せないとしており、申立人の申立期間における保険料控除について確認できない。

また、前述のB社に係る商業登記簿により、申立人と同様に同社で役員であった4人のうち3人についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。

さらに、申立人は、「当時の従業員数は70人ないし80人ぐらいであった。」としているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者記録がある者は8人であることが確認できる。

これらのことから、当時、B社では、必ずしも全ての役員及び従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、B社は、昭和31年12月12日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっているところ、同日付けでA社で被保険者資格を喪失するとともにB社で資格を取得している11人については、全員が同じ厚生年金保険被保険者台帳記号番号で資格得喪の処理が行われているのに対し、申立人については、A社における資格喪失時とは別の記号番号が、B社における資格取得時に新たに払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13491 (事案 10047 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 17 日
② 平成 20 年 7 月 15 日

A社に勤務中の平成 15 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日、16 年 12 月 16 日、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 15 日、19 年 7 月 18 日、同年 12 月 17 日及び 20 年 7 月 15 日に支給された賞与について、標準賞与額を記録してほしいと年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、19 年 7 月 18 日、同年 12 月 17 日（申立期間①）及び 20 年 7 月 15 日（申立期間②）については、賞与支給明細書等の関連資料が無く、保険料控除額及び賞与額を確認することができないとして、申立ては認められなかった。

しかし、改めて考えてみても、申立期間①及び②については賞与が支給され、保険料も控除されていたと思うので、新たな資料は無いが再度申し立てる。申立期間に係る標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、賞与支給明細書等の関連資料が無く、保険料控除額及び賞与額を確認できないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたと改めて主張しているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立期間における保険料控除額及び賞与額を確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月から 14 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書により、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 4 月 30 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された平成 11 年分から 13 年分までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を見ると、申立人に給与が支給されている 11 年 12 月から 13 年 5 月までのいずれの月においても、厚生年金保険料控除の記載は無い。

また、A社は、「申立人の勤務形態は準社員であり、勤務時間が週 30 時間未満の契約であった。準社員は、入社から 6 か月程度経過後に、厚生年金保険への加入を希望する申出が有った場合、勤務実績等を考慮して加入させることとしていた。入社時に、準社員全員に対して社会保険への加入要件等を必ず説明しているの、申立人にも説明しているはずである。」旨陳述している。

さらに、申立人が名前を挙げた準社員の同僚は、「準社員は、拘束時間は 10 時から 16 時までである。私は、A社に入社してしばらくの間、国民年金保険料を納付していたが、その後、自身から厚生年金保険に加入したいと同社に申し出た。厚生年金保険に加入していない期間に、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」旨陳述している上、当該同僚とは別の準社員の同僚は、「A社では、厚生年金保険に加入しない場合、自身で国民年金及び国民健康保険の手続をする必要があるとの説明が有った。」旨陳述している。

加えて、B市の記録によれば、申立人は、申立期間を含む平成 11 年 8 月 1

日から21年1月29日まで、同市で国民健康保険に加入していたことが確認できる上、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間中の13年5月14日に求職の申込みを行い、同年8月21日から同年11月18日まで基本手当(失業給付)を受給していたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 1 月頃から 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 26 年 7 月頃から同年 11 月 21 日まで
③ 昭和 27 年 5 月 31 日から 28 年 7 月頃まで

私が、A社（現在は、B社）に勤務した期間（申立期間①）及びC社D支店に勤務した期間（申立期間②及び③）の厚生年金保険の被保険者記録が、実際の勤務期間より短く記録されている。

どちらの事業所にも2年以上勤務していたと思うので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、「現事業主の記憶等から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①にA社に勤務していた可能性は有ると思う。」旨陳述している。

しかし、A社は、昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間①は、同社が厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間である。

また、B社は、「会社が厚生年金保険の適用事業所になる前から厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていた従業員がいるはずがない。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社が適用事業所となった日以後、申立人が同社で資格を喪失した日までに被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、いずれも死亡又は所在不明であり、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

次に、申立期間②及び③について、申立人は、「C社には約2年間勤務していた。」旨主張している。

しかし、C社は、「当社は、昭和52年にE社とF社G支店が合併し、新しくC社として発足した。E社に係る人事記録及び厚生年金保険の資料は保管していないため、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び保険料控除については確認できない。」旨回答している。

また、申立人はC社D支店における上司及び同僚の名前を覚えていないとしていることから、同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②及び③に被保険者記録が有り、所在が判明した21人に照会したものの、申立人に係る記憶のある者はおらず、これらの者から申立人の同社D支店における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、照会に対して回答の有った複数の同僚は、「当時のC社において、支店に勤務していた従業員のうち、新卒者以外で入社した者の雇用形態は、当初全員が臨時社員扱いで、その後正社員となった時点から厚生年金保険に加入する。」旨陳述しているところ、申立人は、当該雇用形態に該当することから、申立期間②については、臨時社員扱いとされ、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間③について昭和28年7月頃まで勤務していたと申し立てているものの、C社の退職時期をうかがわせる具体的な陳述を得ることができない上、申立期間③当時、同社D支店に勤務し、給与計算及び社会保険事務を担当していたとする同僚は、「当時、従業員の入退社は頻繁にあったが、社会保険事務所への被保険者資格の取得及び喪失に係る届出はきっちり行っていたはずである。退職以外に雇用形態が変わるなどの理由で、被保険者資格を喪失させることはなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。